

釧路市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（訪問型サービス（独自）A2）

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A2 1111	訪問型サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型サービス1 1日割			日割の場合	39	1日につき	
A2 1211	訪問型サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型サービス1 2日割			日割の場合	77	1日につき	
A2 1321	訪問型サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型サービス1 3日割			日割の場合	123	1日につき	
A2 C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2 C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2 C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A2 C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき	
A2 C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算1 3日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2 6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A2 6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		
A2 6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算		
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算		
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算			
A2 4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算		100
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算		200
A2 6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50		
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算		
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算		
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算		
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算		
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算		
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算			

2024年4月より適用